

株式会社ケンミンでは以下の調剤報酬点数表に基づいて点数を算定しております。

第1節 調劑技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

第1部 処方箋交付料	項目	単価	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料			処方箋受付1回につき	注1) 受給率50%以下なら50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～④以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局		45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集申率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集申率70%超 ロ) 月2,000回超 & 集申率85%超 ハ) 月1,800回超 & 集申率95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集申率が最も高い保険医療機関が 同一の場合、当該処方箋受付回数を合算 同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計 および当該薬局の集申率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集申率95%超 ロ) ・月4万回超～40万回以下 & 集申率85%超 ハ) ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超(または 300店舗以上) & 集申率85%超 ハ) ・月40万回超(または 300店舗以上) & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超(または 300店舗以上) & 集申率85%以下	29点	
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数(または店舗数)の合計 および当該薬局の集申率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集申率95%超 ロ) ・月4万回超～40万回以下 & 集申率85%超 ハ) ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・月40万回超(または 300店舗以上) & 集申率85%超 ハ) ・月40万回超(または 300店舗以上) & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・月40万回超(または 300店舗以上) & 集申率85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点	
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係(同一敷地内) & 集申率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に関する項目(一部を除く)は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定		5点
⑤ 特別調剤基本料 B	-	調剤基本料に係る前出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に関する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定		3点
分割調剤(長期保存の困難性等) ”(後発医薬品の試用)		1分割調剤につき(1処方箋の2回目以降) 1分割調剤につき(1処方箋の2回目のみ)		5点 5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2 以上		32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8 以上		40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1 以上		10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8 以上		32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制		5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3		後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上		加算 1 : 21点、2 : 28点、3 : 30点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を指す		▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤師指導回数等24回以上、緊急時対応、医療・衛生材料等 周加算 1 の算定要件、①医療用麻薬(注射薬等)の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、カカツミ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか		15点 50点
在宅薬学総合体制加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナポータルほか、月1回まで 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナポータルほか、月1回まで 電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上ほか、月1回まで		10点 8点 6点
薬剤調剤料 内服薬		1割につき、3割分まで		24点
中服薬				21点
透煎薬		1調剤につき、3調剤分まで		190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで		7日分以下 190点 8～27日分 190点 +10点/1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬				26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで		10点
内服用薬剤		1調剤につき		10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ 2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合(生食塩水等で希釈する場合を含む) 麻薬を含む2以上の注射薬を混合(“ ”)または 原液を無菌的に充填		69点(6歳未満 137点) 79点(6歳未満 147点) 69点(6歳未満 137点)
中心静脈栄養法用輸液		1調剤につき		麻薬 70点、麻薬以外 8点
抗悪性腫瘍剤				
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、嚔薬)		1調剤につき		
自家製剤加算(内服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定		7日分につき 20点 45点
自家製剤加算(中服薬) 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、注射剤		1調剤につき		90点 45点
自家製剤加算(外用薬) 錠剤、ロゼット錠、軟・硬膏剤、リベット剤、坐剤、点眼剤、点耳剤、洗眼剤		1調剤につき		90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤		1調剤につき ※内服薬・中服薬・外用薬		35点 45点 80点
時間外等加算(時間外、休日、深夜)		基礎額 = 調剤基本料(加算含) + 薬剤調剤料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料		基礎額の100% (時間外)、 140% (休日)、200% (深夜)
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき		40点

第2部 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方箋あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	—	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来時 3点 2回目以降（処方変更・追加）3点
医療情報取得加算	—	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
麻薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・麻薬指導	
① 通常（②・③以外）		3か月以内の再調剤（手続による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む、月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3か月以内の再調剤（手続による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1	○	厚生労働大臣が定める時に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3	○	イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ）適正療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児麻薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
麻薬管理指導料（特例）	—	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、麻薬情報等提供料の併算不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1	○	厚生労働大臣が定める時に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射・悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3	○	イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ）適正療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児麻薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外半服薬支援料 1		月1回まで	185点
外半服薬支援料 2		一泊化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した麻薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	—	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の要請ありまたは それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心不全による入院経験あり	60点 60点
麻薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
麻薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リファル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
麻薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一薬物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回と月8回まで）	650点
② 単一薬物患者 2～9人			320点
③ 単一薬物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料		保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新呼吸器症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで）	500点
② ①・③以外			200点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		主治医と連携する他の保険医の指示でも可	59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または在宅療養管理指導料の算定患者 1) 経腸投与に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
“（所定単位につき15円を超える場合）”	“	10円又はその増数を増すごとに1点
多剤投与時の減価措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	〔薬局の薬剤師の場合〕	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回・月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた療養指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%